

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会 賛助会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項に基づき、本会の賛助会（以下「賛助会」という。）に関する諸事項を規定し、もって本会の財政基盤の確立と地域福祉の充実を図ることを目的とする。

(賛助会)

第2条 賛助会とは、社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会していただいた次の者でもって構成する。

- (1) 個人会員（町内在住の個人）
- (2) 特別会員（町内外の事業所、団体等）
- (3) 遠隔会員（家族が町民でご家族等が町外の方）
- (4) その他（特別に加入の申し出のあった者）

(入会手続き)

第3条 賛助会への入会手続きは、（様式1）による入会申込みと（様式2）により会費を納入することで会員として登録される。

2 ただし、次年度からは第4条各号により会費のみ納入することで継続会員となる。

(会費の納入等)

第4条 会費の納入等については、次のとおりとする。

- (1) 会費は、一口あたり年額1,000円とし、一人何口でも納入できる。
- (2) 会費は、一括払いでの毎年7月～8月を賛助会員加入強調月間とし、本会の窓口又は金融機関等から、本会の口座に振込むこととする。
- (3) すでに納入された会費は、過誤納入のほかは返還しないこととする。
- (4) 領収証は、本会窓口において発行する納入済通知書または金融機関等で発行する領収証をもって代えるものとする。

(使途検討委員会)

第5条 会費の使途等を検討する委員会（以下「委員会」という。）は、本会が別に定める寄付金・会費等使途検討委員会に委ねることとする。

(事業)

第6条 賛助会は、次の事業を行います。（1）総会は個人会員の出席のもと、謝恩会等のイベント時に行う。

①会費の使途及び社協事業全般の推進状況等の報告

②会員同士の交流を目的とした謝恩会等の開催

（2）第2条に定める賛助会員に福祉に関する情報提供及び特に第3号の遠隔会員には、ご家族の身辺の報告と近況等の提供

（3）その他必要事項

（退会等）

第8条 会員は、次の各号の場合に退会したものとする。

（1）亡くなられたとき

（2）賛助会が解散したとき

（3）退会の申し出があったとき

（4）3年以上にわたって会費の納入がないとき

（その他）

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定め理事会及び評議員会の議決を得ることとする。

附 則

この規程は、平成18年 1月10日から施行する。

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。